

# 今治市建設工事低価格入札者排除措置の改正について

令和4年4月1日

今治市契約課

本市では、建設工事の競争入札において、低入札を繰り返す者を排除することにより、ダンピング受注行為を抑制し、適正で公正な競争の推進及び品質の確保を図ることを目的として、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から、今治市建設工事低価格入札者排除措置を導入していますが、更なるダンピング受注防止対策として、下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

## 記

- 1 適用時期 令和4年4月1日から入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。
- 2 排除対象者 当該年度内において、調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格での入札（以下低入札）を累積2回以上行った者に適用します。ただし、排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については、累積回数1回以上の低入札を行った場合に排除措置を行うものとします。
- 3 排除期間 累積2回以上（排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については累積1回以上）となった案件の開札日（基準日）の翌日（当該開始日が市の休日の場合はその翌日）から3か月とし、基準日における累積が3回以上のときは、3回以上の低入札1回につき1か月（排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については基準日における累積が2回以上のときは、2回以上の低入札1回につき1か月）を加算（上限は加算を含め6か月）とすることとします。  
排除期間措置満了後は、排除措置対象者に対する低入札の累積回数は消滅するものとします。
- 4 排除措置について
  - (1) 一般競争入札においては、排除措置対象者は、入札に参加できません。
  - (2) 指名競争入札及び随意契約（競争見積）においては、排除措置対象者は指名しません。
  - (3) 共同企業体の構成員のいずれかに排除措置対象者が含まれる場合は、当該共同企業体は入札に参加できません。
  - (4) 排除措置対象者が排除措置期間内に行った入札は、無効とします。

(5) 排除措置は、契約課が発注する案件に限ります。

#### 5 その他

(1) 低価格入札者排除措置の具体的運用については、別添の「関連資料 1 低価格入札者排除措置の具体的運用」をご参照ください。

(2) 詳細については、別添の「今治市建設工事低価格入札者排除措置要領」をご覧ください。